

国自貨第 102 号
令和 4 年 11 月 21 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

セメントバルク車他 3 車種の割増率について

今般、セメントバルク輸送、ダンプ輸送、コンクリートミキサー輸送、タンク（石油、化成品、高圧ガス）輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

なお、本通知は別添により公益社団法人全日本トラック協会へ周知していることを申し添える。

記

セメントバルク車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「2 割増」となること。

ダンプ車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」の「2 割増」となること。

コンクリートミキサー車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」の「2 割増」となること。

タンク車は、石油製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「3 割増」となること、化成品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「4 割増」となること、高圧ガス製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「5 割増以上（※）」となること。

※高圧ガスについては内容物に対応したタンク仕様による車両本体価格が高額となる場合がある。

国自貨第 102 号の 2
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



セメントバルク車の割増率について

今般、セメントバルク輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

セメントバルク車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」及び「トレーラー (20 t クラス)」の「2割増」となること。

国自貨第 102 号の 3
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



ダンプ車の割増率について

今般、ダンプ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

ダンプ車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」の「2 割増」となること。

国自貨第 102 号の 4
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



コンクリートミキサー車の割増率について

今般、コンクリートミキサー輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

コンクリートミキサー車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」の「2割増」となること。

国自貨第 102 号の 5
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



タンク（石油、化成品、高圧ガス）車の割増率について

今般、タンク（石油、化成品、高圧ガス）輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

タンク車は、石油製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「3 割増」となること、化成品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「4 割増」となること、高圧ガス製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「5 割増以上（※）」となること。

※高圧ガスについては内容物に対応したタンク仕様による車両本体価格が高額となる場合がある。